平成２５年（フ）第７１９３号
東京都豊島区目白４丁目９―21　コーポやまにしＤ号
債務者　川股　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１９５号
東京都中野区中央１丁目30―７　ムラーピアⅠ―404
債務者　久松　正和
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１９６号
東京都練馬区田柄４丁目35―５
債務者　古谷麻衣子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２００号
東京都八王子市八幡町２―12―604
債務者　松雪　繁子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２０１号
東京都町田市常盤町3131―１
債務者　関口みゆき
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２０２号
東京都八王子市宮下町608　コーポ八王子、住民票上の住所東京都八王子市南大沢３丁目16―２―４―1004
債務者　森脇　妙子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２０７号
東京都練馬区土支田３丁目35―11　ドゥ・グランデ・Ⅱ107
債務者　藤野　久美
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２１３号
東京都板橋区徳丸２丁目３―14―301
債務者　後藤　貴正
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２１４号
東京都八王子市中野山王２丁目５―10―101
債務者　高崎　良子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２１５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字倉松691―13
債務者　福田　正明
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２１７号
神奈川県川崎市川崎区小田５丁目19―２―102
債務者　中島　照子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２１８号
埼玉県さいたま市桜区中島３丁目３―30―106
債務者　大塚　高史
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２２１号
東京都目黒区中目黒１丁目７―２―308
債務者　松本　一馬
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２２４号
東京都三鷹市下連雀１丁目29―28
債務者　井出　　徹
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２２５号
埼玉県三郷市鷹野５丁目593―４―203
債務者　松井　裕之
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部